

高圧

電気料金高騰対策支援金のご案内

電気料金の値上げにより、事業活動に多大な影響を受けている事業者に対し、令和6年1月から3月までのいずれか1か月分の電気料金の一部を支援します！

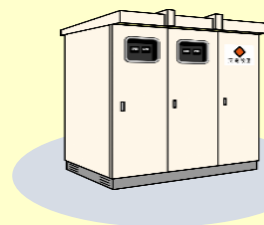
高圧とは

電力会社と契約している電圧が **6kV（6,000V）** の方

※電気事業法上は、直流で750V、交流で600Vを超え、7kV以下の電圧を高圧と定義していますが、一般的な高圧契約は6kVとなります。

高圧で受電している施設は…

- ☒ 自社で受変電設備（キュービクル）を設置している
- ☒ 電気主任技術者を配置（または委託）し、定期的にキュービクルの保安点検を実施している



※契約内容が不明な場合は、電力会社が発行する請求書をご確認ください。

1

支援
対象者

- ① 高圧の電力を契約し、事業活動に使用している事業所*を市内に持つ法人又は個人事業者
- ② 高圧の電力を契約している市内の事業所等に入居し、当該電力を使用して事業活動を行っている法人又は個人事業者（テナントなど）

※事業所とは、店舗・工場・事務所又はそれらに準ずる事業用の施設をいいます。居住用のみの用途で使用している施設（賃貸マンションなど）は対象外です。

※市内に複数の事業所を持つ事業者の場合は、全ての事業所分を合算して申請することができます。

※テナントを含む事業所（ショッピングモール等の複合施設）の場合は、原則、電力の契約者が取りまとめて申請してください。

テナントの取扱いについては、必ず市のホームページをご確認ください。

2

支援金額

令和6年1月から3月までの
いずれか1か月分の
使用電力量（kWh）

× 3.0円

※1,000円未満の端数がある場合は切り捨て

1事業者あたりの上限

200万円

【例】令和6年3月分の使用電力量が123,456kWhの場合の支援金額

123,456kWh × 3.0円 = 370,368円 → 370,000円

※支援金額が1,000円に満たない場合は、一律1,000円とします。

対象者の詳細な要件や申請方法、提出書類などは、裏面をご確認ください▶▶▶

対象者要件

- (1) 電力会社との間に高圧の電力需給契約を締結している事業所等又は当該事業所等との賃貸借契約等に基づき電力を使用している事業所等が市内にあること。
- (2) (1)の事業所等において交付申請日時点で事業を営んでおり、引き続き事業を継続する意思がある法人又は個人事業者であること。ただし、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者でないこと。
- (4) (1)の事業所等が次に掲げる支援金の交付を受けていないこと。
 - ア 小樽市貨物自動車運送事業者支援事業に係る支援金
 - イ 小樽市一般廃棄物収集運搬事業者等支援事業に係る支援金
 - ウ 小樽市障害福祉施設電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業に係る支援金
 - エ 小樽市介護保険施設電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業に係る支援金
 - オ 小樽市保育施設等物価高騰対策支援事業に係る支援金
 - カ 小樽市医療機関エネルギー価格高騰支援金給付事業に係る支援金
 - キ 小樽市公衆浴場・クリーニング業支援金給付事業に係る支援金
 - ク 小樽市公共交通事業者等支援事業に係る支援金
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行う者でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者でないこと。
- (7) 小樽市市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第19号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は第5条に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事業を行う者でないこと。

申請方法

※テナントを含む申請の場合は、通常の申請書とは様式や必要書類が異なりますので、「市のホームページ」をご確認ください。

「支援金交付申請書」に次の書類を添えて、**原則、郵送で提出**してください。

- (1) 申請日から3か月以内に発行された履歴事項全部証明書（法人の場合のみ）
- (2) 直近の所得税確定申告書第1表の写し（個人事業者の場合のみ）
- (3) 電力会社発行の請求書等、次の5項目が確認できる書類（web明細を印刷したものも可）
 - 支援対象月の使用電力量（kWh）
 - 電力の契約者
 - 使用月（令和6年1月から3月までのいずれか1か月分であること）
 - 契約の種類（高圧であること）
 - 電力を使用している場所
- (4) 支援金振込先口座を確認できる書類（通帳、キャッシュカード、通帳アプリ画面のコピー等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

申請書類は、市ホームページからダウンロードが可能です。印刷環境がない場合など、紙媒体の資料の郵送を希望する場合は、市役所の産業振興課までご連絡ください。

Q & A

※より詳細なQ & Aは、市のホームページをご確認ください。

自社の契約の種類（低圧・高圧・特別高圧）が分からない場合は、どのように確認すればよいですか。



電力会社から発行される請求書に、契約種別や契約電圧が記載されている場合が多いので、まずは請求書をご確認ください。請求書に記載がない場合は、契約先の電力会社に直接お問い合わせをお願いいたします。

同一事業者が経営する店舗が市内に複数あり、支店ごとに高圧電力を契約しています。各店舗から直接申請しても良いですか？



この支援金は、1事業者あたり200万円が上限となりますので、原則として事業者単位でまとめて1申請としてください。やむを得ず各店舗ごとに申請いただいた場合であっても、支援金額は、全店舗分の合算で最大200万円となります。

申請書の書き方や必要書類が分からない場合はどうしたらよいですか。



まずは市のホームページをご確認ください。その上でご不明な点がある場合は、お電話でお問い合わせください。

問合わせ先

小樽市 産業港湾部 産業振興課

TEL：0134-32-4111 内線630、631

（土日・祝日を除く平日の9：00～17：15）

申請書郵送先

市HP ▶

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号
産業振興課（電気料金支援担当窓口宛て）

